

# 学校再開に専門家からの提言

## まずは「ストレス軽減」、教員のメンタルも注意

### が「キョウム優先」で子どもを追い詰める危険

いよいよ、学校の全面再開が始まります。授業時間確保や感染対策に迫られる現場ですが、ここに来て、発達研究の専門家、小児科医などから、「授業優先で子どもを追い詰める危険性」や「まずは『ストレス軽減』を優先し、当面テストやハードな部活などストレスのかかる活動を強制しない」などの提言がされています。

#### 『学校再開へのメッセージ』でストレス軽減を

不登校やいじめについて研究する公益社団法人「子どもの発達科学研究所」(大阪市)は教育関係者に対し、「学習に戻る準備期間として、まずはストレスの軽減を第一の目的にして」と訴えています。

「たとえ表面上、元気に見えたとしても、全ての子どもが影響を受けている可能性があります」として、5月14日に公表した「学校再開へのメッセージ」のなかで、教育関係者が配慮すべき事項をまとめています。

#### 子どもの抱える大きなストレスへの視点を

長期の休校による、友だちや先生に会えなくなることは大きなストレスとなる一方、子どもたちは気持ちよく、うまく表現できず、解消法も知らない。

「そのため、ニコニコしていても抑鬱状態になる可能

性」があり、家庭の経済状況の悪化、医療関係者の子ども等はさらに影響が大きいと指摘しています。

#### 不登校、いじめ、暴力行為に発展するリスク

このような状態を引きずる中で、不登校、いじめ、暴力行為へ発展するリスクについても指摘しており、「子どもに合わせた柔軟な日課や活動」「子ども同士(先生も含め)が遊んだりしてつ

ながりを実感できる時間を確保」することも提言しています。(以上6/1産経新聞より)

#### 「大目に見る」をもう少し続けましょう

小児科医で「チャイルド・リサーチ・ネット」所長の榎原洋一さんは、「学習の『詰め込み』は学校嫌いをふやす」「家庭の学習課題が増え、親も追い込まれ、親子関係が悪化」する恐れを指摘しています。

「ゆるやかな対応をしていかなければ、子どもの身体的、心理的な負担は相当大きく、学校嫌いをふやす」ため、今年の夏は子どもたちにとって「地獄の夏になる」かも知れません」と警告しています。

その上で、ゲームや生活リズムの乱れに焦らずに、「大目に見る」をもう少し続けましょう。と呼びかけています。(以上5/27東京新聞より)

#### 学校再開へのメッセージ

～子どもたちのメンタルヘルスを守るために～  
(5/14 子どもの発達科学研究所)

- ◆ 子どもたちのストレスの軽減を第一の目的としてください。
- ◆ 子どもにストレスのかかる活動の強制は避けてください。
- ◆ 子どもたちの状況に合わせて柔軟に日課、活動を変更してください。
- ◆ 学校でのつながりを実感させるための時間を確保してください。
- ◆ 何が起きているのか事実を伝え、子ども自身が自分の身を守る方法を示して下さい。
- ◆ 今の頑張り、状況を認める言葉がけを多くしてください。(「頑張れ」より「頑張っているね」「それでいいんだよ」など肯定的な言葉かけ)
- ◆ 何よりも先生たちが機嫌良く、安定した態度で子どもたちに臨んでください。



「学校再開のメッセージ」全文⇒

#### 先進校平均の少人数学級を小規模校では、分散登校不要も

どの学校も分散登校で、ダブルの授業にその間の消毒作業、下校指導と、昼食をとる余裕すらない実態が聴かれます。

しかし、市内のいくつかの小規模校では、単クラスで20人程度の学級のために、分散登校が不要で、学校は半日で終わることができています。

「まなびの保障」と感染対策を両立させるために、先進国平均の少人数学級がますます重要です。

しかし市教委は、多くの反対や疑問で棚上げになっている11校の小中学校統合計画の再開する方針です。

大規模校、過密校のコロナ対策の負担や課題解決こそ優先して、20人程度の少人数学級実現のために踏み出すことが求められます。

#### 枚方市・勤務時間の上限を規則化問われる、市教委・管理職の責務

時間外勤務は月45時間年360時間に!?

矛盾のある上限、実効ある対策を

市教委は5月校長会で教職員の時間外勤務の上限を定めた規則をしました。

規則では、時間外勤務を原則月45時間、年間360時間以内とする業務管理を行うこと。

児童生徒に関する臨時的、特別な場合については月100時間、年間720時間(連続する複数月の平均時間外80時間)でかつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月までとされています。

月45時間なら、平日の時間外勤務(朝の出勤から退勤時間まで)を平日だけで1日2時間15分になり、これに収まるように、委員や管理職の責務がより明確に求められます。

大企業、一般公務員ですでに実施されている上限規則ですが、教職員には大きな矛盾があります。

- ①違反しても罰則がない
- ②組合・使用者の交渉で上限を定める36協定を結ばない、
- ③時間外手当そのものが支給されない

根本には「給特法」で給料の4%の調整手当のみで、時間外手当を支給されず、時間外勤務はないものという前提になっています。

8時間労働は人間らしい生活に不可欠であり、時間外手当は、使用者へのペナルティとしての歯止めです。

この矛盾のままでは、時間外勤務解消が懸念されます。

休憩時間、休日の確実な取得とともに、実行ある時間外勤務解消のため、枚方教組に加入して一緒に力を合わせましょう。